

Title	中ソ関係の展望：中国側からの分析
Sub Title	
Author	平松, 茂雄(Hiramatsu, Shigeo)
Publisher	慶應義塾大学法学部
Publication year	1983
Jtitle	慶應義塾創立一二五周年記念論文集：慶應法学会政治学関係 (1983. 10) ,p.305- 328
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Book
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=BN01735019-00000005-0305

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

中ソ関係の展望

——中国側からの分析——

平松茂雄

- 一 まえがき
- 二 中ソ交渉は国家関係の正常化——性格・目的と背景の分析
- 三 正常化は実現できるか——中国側の三条件の検討
- 四 中ソ関係の展望と朝鮮半島

一 まえがき

昨年来の「中ソ関係の展望」に関する論議をみると、中ソは和解するかとか、和解しないとか、あるいはかつてのような同盟にまで発展するかどうか、といった問題に論議が集中し、現在進行している中ソ関係の改善がどのような性格のものであり、何を目的としているのか、中ソ双方は現在の中ソ関係をどのような関係に発展させようとしているのか、それはどのような条件の下で可能なのか、といった問題があまり論議されていないようである。

現在進行している中ソ関係改善への動きの発端となったのは、昨年三月二十四日のブレジネフのいわゆるタシケント提案である。「われわれは、両国間の敵対と離反の状態が正常であると考えたことは、決してなかった。われわれ

れはいかなる前提条件もつけずに、利益の相互尊重、相互内政不干渉、互恵に基き、そしてむしろ第三国に損失を与えないことなく、ソ中関係の改善のため、双方の受け入れることのできる措置について合意する用意がある。このことは、双方が具体的措置について準備が出来しだい、経済、科学、文化、政治関係に当てはまるものである」(傍点は引用者、以下同じ)。この提案は、なによりもまず国家関係の正常化であり、党関係の正常化ではない。つきに、正常化にあたって「いかなる前提条件もつけない」こと、すなわち現在の状態を認めた上での正常化が主張されている。第三に、「いかなる条件もつけない」という主張と矛盾するが、正常化が第三国とは無関係に実現されなければならないことが、強調されている。ここでいわれている第三国とは、モンゴル、ヴェトナム、アフガニスタンを指す。

この提案に対して中国は、同年九月の中共十二全大会の胡耀邦報告で公式に回答した。「われわれは、ソ連の指導者が一再ならず中国との関係を改善したいと表明していることに留意している。だが重要なことは、言葉ではなく行動である。もしもソ連当局がたしかに中国との関係を改善したいという誠意をもち、しかもわが国の安全への脅威を取り除く、除く、実際の措置をとるならば、中ソ両国の関係は正常化に向かう可能性がある」と。中国側が考えている関係改善も、国家関係の正常化であることがわかる。しかし中国の考えている正常化は、条件つきである。その条件とは、ソ連が中国の安全への脅威を取り除くことであり、具体的には(一)モンゴルを含む中ソ国境地域のソ連軍を削減すること、(二)カンボジア問題でヴェトナムを支援しないこと、(三)アフガニスタンからソ連軍を撤収すること、である。いうまでもなくこの三つの条件は、正常化は第三国に損失を与えないという上述したタシケント提案に対応するものである。

このように中ソ双方が進めようと意図している中ソ関係の改善は、国家関係の正常化であり、かつソ連が無条件

で関係を改善しようと望んでいるのにたいし、中国は条件を付けているのである。そこで中ソ双方が意図している国家関係の正常化とは何か。双方の条件が食い違っている下で正常化が可能なのか。以下の報告では、現在中国政府が進めている内外政策、および現在中国がおかれている内外情勢のなかで、上述した問題を論議することによって、中ソ関係の展望¹⁾という与えられたテーマについての私の見方をのべることにするが、報告者は中国の専門家であるので、中国側から論じられることを了解された。

注 本稿は本年三月二十八日から三十日まで開催された慶應義塾創立二五周年記念慶應・GWU国際シンポジウム「東アジア情勢の展望と朝鮮半島」における筆者の報告草案である。

二 中ソ交渉は国家関係の正常化——性格・目的と背景の分析

現在進行中の中ソ関係改善への動きは、一九七九年秋にモスクワで開かれた中ソ外務次官級会談に始まり、同年十二月末生起したソ連軍のアフガニスタン侵攻により中断した中ソ両国の関係正常化への動きの延長線上にある。そこでこの報告は、この時の関係改善への動きの内容ないし性格、目的ないし背景を論じることから始められる。

(1) 一九七九年の中ソ交渉

一九七九年秋の中ソ会談は、同年春中国政府が一九八〇年四月十一日に期限が満了する中ソ友好同盟相互援助条約(以下中ソ同盟条約またはたんに条約と略す)を、条約の手続きに従って延長しない旨をソ連政府に通告するとともに、「両国間で懸案となつている未解決の問題を解決し、両国関係を改善するため、中ソ双方が交渉する」ことを提案したことに端を発する。条約の不延長は四月三日開かれた第五期全国人民代表大會常務委員会第七回會議で決定さ

れ、⁽²⁾ただちに黄華外交部長によってJ・S・シチュエルバコフ中国駐在ソ連大使に伝えられたが、その際外交部長は、「国際情勢にすでに大きな変化が生じ」、かつ「中国側によるものではない原因によって踏みじられた」ため、「もはやとくに有名無実となっている」ことを、条約不延長の理由として説明する一方、「中ソ間に原則的な食い違いがある」からといって、それによって「両国が主権と領土保全の相互尊重、相互不可侵、相互内政不干涉、平等互惠、平和共存の五原則を基礎に、正常な国家関係を維持し発展させることを妨げられるべきではない」、という中国政府の「一貫した主張を重ねて表明した」⁽³⁾。

この外交部長の発言から、ソ連との関係改善に関する中国政府の次のような立場が明らかとなる。第一に、中ソ対立によって、中ソ同盟条約を抛り処とする中ソの国家関係は不_レ正_レ常_レであるから、条約を解消し、それに代わる新しい_レ国家_レ関_レ係_レをつくりあげることによって、両_レ国_レの_レ関_レ係_レを_レ正_レ常_レ化_レする_レ中_レ国_レ政府_レの_レ意_レ思_レが_レ表_レ明_レさ_レれ_レて_レい_レる_レ。ここで確認しておきたい点は、中国_レ政府_レは_レ(一)_レそ_レれ_レま_レで_レと_レは_レ異_レなる_レ国家_レ関_レ係_レを_レソ_レ連_レ政府_レとの_レ間_レにつ_レく_レら_レう_レと_レ意_レ図_レして_レい_レること、(二)イデオロギー上の相違をはっきり認識していること、である。ここからは一九五〇年代の中ソ関係に戻る可能性は生まれてこない。その点は次に論じる問題とも関連してくる。第二に、中ソ同盟条約は日本と米国を対象国として締結されたが、一九六〇年代における「中ソ対立」をへて、一九七〇年代に入ると、米_レ国_レ、日_レ本_レ、西_レ欧_レなど_レ西_レ側_レ諸_レ国_レと_レ政_レ治_レ、経_レ済_レ、軍_レ事_レなど_レ多_レく_レの_レ領_レ域_レで「協_レ調_レ」する_レ関_レ係_レが_レ出_レ来_レ上_レった。一九七八年の中日平和友好条約の調印と中米国交正常化は、その一つの頂点をなす出来事である。黄華発言にある「国際情勢にすでに生じた大きな変化」とは、これをさしている。したがって中国政府がソ連政府との間にうちたてようと意図している新しい_レ国家_レ関_レ係_レとは、西側諸国との「協_レ調_レ」という枠組に包摂されるか、またはこの枠組に抵触しないもの、ということになる。第三に、ソ連との新しい「国家関係」をうちたてる原則として、平和五原則があげられている。それまで平和五原則

は、体制を異にする国家すなわち非社会主義国家との関係を律する原則であった。その原則をソ連との国家関係に適用するということは、中国がソ連をもはや社会主義体制の国家とはみていないことを示している。

条約不延長の中国政府の決定に対し、ソ連政府は直ちに抗議の声明を發した⁽⁴⁾（四月四日）が、他方四月一七日関係改善に関する中国政府の提案に反対しないとの立場を表明した⁽⁵⁾。かくて会谈の議題と目的などに関して、双方の間で何回にわたり覚書が交換された。のちに新華社によって明らかにされたところによると、その過程で中ソ交渉に関する次のような立場を中国政府はソ連政府に表明した⁽⁶⁾。

- (1) 国境問題を含めて、両国間で懸案となっているすべての未解決の問題を討議する。
- (2) 国家関係の正常化を妨げている障害（最も主要なものは覇権主義）を除去する。
- (3) 両国間の経済、科学技術、文化交流を促進する。
- (4) 両国の国家関係を律する原則（平和五原則）を明記した政治文書（共同声明、共同宣言の類）を作成して調印する。

(5) 交渉は外務次官級で、かつ両国の首都で交互に開く。

右の中国政府の提案に関して、若干の点が補足されるべきであろう。第一に、九月二十七日からの予備会谈で、国境問題については、一九六九年以来何回も中断してきている国境交渉会谈で引続き交渉されることで、双方で合意がえられた。すなわち国家関係を「正常化」する交渉で、国境問題は、タナ上げされたのである。第二に、正常化を妨げている障害として「覇権主義」があげられている。先の新華社の報道は、文書交換の過程で中国側が「覇権主義」は「両国関係に影響を及ぼす」問題であるから、「この問題は当然中ソ交渉の議題の中に入れられるべきである」との提案をしたことに、とくに言及している。第三に、この交渉は外務次官級で行われるから、事務的な会

談であり、しかも兩國の首都で交互に開催されるという方針であるから、かなり長期間に及ぶと考えられている。

(2) 中国の新しい対外戦略

上述した中国の關係正常化への動きの目的は何か。それは中国の対外戦略の中でどのように位置づけられるのか。最初に指摘されなければならない点は、ソ連との國家關係正常化への中国側の提案が、中米國交正常化の実現後もなく出されたことである。もちろん中ソ同盟條約の不延長を決定した時期と偶然に一致しただけであるという見方もできるが、両者は決して無關係ではない。

あらためてのべるまでもなく、一九六八年八月のソ連軍のチェコスロヴァキア侵攻と、翌六九年三月と八月の二回にわたる中ソ國境地帯での中ソの軍事衝突を機に、中国はソ連を“社会帝國主義”あるいは“霸權主義”と規定して、自らの主敵とみなし、国内では対ソ戦争への準備を進める一方、ソ連の“侵略・擴張政策”あるいは“霸權主義”に反対する統一戦線を國際的規模で形成し、その中に日本、西欧諸国ばかりでなく米国をも組込んでいく対外戦略が展開され、ソ連に対抗する米国、西欧、日本、中国の“戰略協調”關係がつくりあげられていった。一九七八年八月の中日平和友好條約の締結と翌七九年一月の中米國交正常化の実現によって、この対外戦略の目的は基本的に達成されたといえよう。

文化大革命の終息以後における中国の対外戦略のいわば第一ラウンドは、これをもって終わり、続いて第二ラウンドに入ることになったが、ここでの戰略目標は、“霸權主義反対”を引続き堅持する下で、西側諸国との關係を中国の望む方向にさらに発展させてゆくとともに、他方で二十年間も対立してきたソ連との關係を改善しつつ、新しい國家關係をつくりあげる努力を重ねることである。この新しい対外戦略については、これまで体系的に論じら

れることがなかったが、中共十二全大会での胡耀邦報告以後、「独立自主」の対外政策として、そのいくつかの要素がようやく明らかにされつつある。⁽⁸⁾

第一に、胡耀邦報告は次のようにのべて、「独立自主」の対外戦略を説明している。「建国以来三十三年、中国はいかなる大国あるいは国家集団にも決して依存せず、またいかなる大国の圧力にも決して屈服しないことを、われわれは実際の行動で全世界に示してきた」。報告はさらに、この対外戦略は「長期的全局的な戦略的根拠をもつものであり、一時的な出来事に左右されたり、他の何人かにそのかさされ、挑発されたりするようなものでは決してない」ことを強調して、「独立自主」の対外戦略を引続き堅持することを表明している。これまでの米、中、日による対ソ戦略協調が米・中・日軍事同盟に発展することはもとより、中ソ関係の改善への動きがかつてのような中ソ軍事同盟にまで進むことも、ありえないことが明らかとなる。⁽⁹⁾

つぎに、一九八二年十二月趙紫陽首相は、訪問先のアルジェリアでの記者会見で、「独立自主」の対外戦略が次の三つの原則からなりたっていることを明らかにしている。⁽¹⁰⁾ (一) 覇権主義に反対して世界平和を擁護する。(二) 第三世界との団結、協力を強化する。(三) 平和五原則を基礎として、米国およびソ連との関係を含めて、各国との関係を発展させる。それまで対外政策の基本は、「超大国の覇権主義に反対する」国際的な統一戦線を形成することであった。新しい対外政策では、「覇権主義反対」は基本原則の一つとして掲げられているが、それはもはや「カナメ」ではなく、他の二つの原則と並列的に扱われているにすぎない。換言すれば、「覇権主義反対」の原則はそれまでのように突出することなく、後退してしまっている。「独立自主」の対外戦略は、まさに中共十一期三中全会(一九七八年十二月)における「継続革命論」「階級闘争カナメ論」の否定につながる。こうした「独立自主」の対外戦略の基本的性格は、鄧小平政権の重要ブレンの一人といわれる中国社会科学院副院長の宦郷が執筆した論文の中に、

さらに明快に表わされている。⁽¹¹⁾ すなわちそこでは、(一)平和五原則に基き、わが国を平等に扱うすべての国家との正常な友好的関係の樹立と発展、(二)第三世界国家およびその他の友好的国家との団結、協力の強化、(三)覇権主義反対、世界平和擁護——と、趙紫陽発言とは逆の順序で三つの原則が並べられている。趙発言と比較した場合、宦郷論文では、「覇権主義反対」⁽¹²⁾「世界戦争不可避論」がさらに後退し、「革命的」対外政策から、国家関係を基礎とする対外政策へのより一層の移行がみられる。

以上のべたところからわかるように、「独立自主」の対外戦略が具体的に現われてきたのは、一九八二年九月の中共十二全大会を契機としているが、その起点は中共十一期三中全会における「継続革命論」の否定にある。

(3) 中国の軍事路線の転換

中ソ同盟条約の不延長が決定される数日前の三月三十一日、鄧小平は「四つの近代化」に代わって、「中国式近代化の道」と呼ばれる社会主義的近代化建設に関する新しい路線を提起した。⁽¹²⁾ 華国鋒政権の下で進められた「四つの近代化」が、「今世紀のうちに四つの近代化を全面的に実現させて、世界の前列に立たせる」ことをめざした「富国強兵」指向の路線であったのに対し、「中国式近代化の道」は、「今世紀のうちに一人当り国民所得が一〇〇〇ドルに到達すれば、中流社会である」という目標を掲げた「民生向上」指向の路線であると性格づけられる。⁽¹³⁾ として「中国式近代化の道」は、三中全会に始まる経済調整および経済改革と相互補完的に、さらにその必然的所産である毛沢東批判をとまないつつ進展しているが、対外戦略に対し二つの任務を課している。「長期にわたる平和な国際環境」の確保すなわち「緊急緩和」と、近代化建設を進める上での先進国からの援助、協力の確保である。

対外戦略に占める安全保障の要素の比重は、「四つの近代化」においても大きかったが、⁽¹⁴⁾「中国式近代化の道」で

はその比重が一層大きいだけでなく、その意味するところも異なっている。第一に、“中国式近代化の道”は、“継続革命論”を否定し、対外的には“世界戦争不可避論”を否定する理論の上になりたっており、したがって本質的に“緊張緩和”を指向している。⁽¹⁵⁾ 第二に“中国式近代化の道”は“富国強兵”ではなく“民生向上”を指向しており、“国防の近代化”の比重は低く、“緊張緩和”への指向性が強い。このようにのべたからといって、中国の現政権が“国防の近代化”の重要性を認識していない、というのではない。中共十一期三中全会以降の中国では、“中国式近代化への道”の下で、軍事路線の重要な転換が進行している。⁽¹⁶⁾ 対ソ国家関係正常化への動きは、その脈絡のなかで意義づけられなければならない。

軍事路線の転換とは、人民戦争戦略から近代戦争戦略への漸次的移行であり、次のように要約される。中国が直面している軍事的脅威に対処するには、中国軍の現在の能力では有効ではなく、先進的な兵器を装備した小規模でも、強力な火力と機動力と衝撃力を備えた精鋭な近代的正規軍を必要とする。この目的を実現するために、近代戦争の経験と知識を欠いた“一般的兵員の削減”によって部隊を近代的正規軍に改造するとともに、兵員の削減によって生まれる資金と資源を“新式兵器の開発”に転用して、兵器、装備の国産化を進める政策がとられている。⁽¹⁷⁾ しかしながらこの計画の実施には、長期の時間が必要とされる。ここから“長期にわたる平和な国際環境の確保”が対外戦略に要請されてくるが、その要請は、中国の軍事力のなかで最も有力な抑止力の機能を果してきた人民戦争態勢の解体によって、一層強められている。

中国の軍事力は核戦力、在来戦力、人民戦争戦力の三要素からなりたっている。(1)中国はこの数年来ICBMの実験、一基のロケットによる三個の衛星の打上げ、ミサイルの水中発射に成功して核戦力を強化しているが、それはいまだ最小限核抑止力として信頼できる水準まで達していない。(2)在来戦力はもととおくられていて、これまで

抑止力として十分機能してこなかったことに加えて、兵員の削減および次にのべる経済事情から、当分の間依拠できないうであろう。現在中国では、「四つの近代化」を進める過程で生まれた経済的諸矛盾を是正して、社会主義的近代化建設を「中国式近代化の道」の軌道に乗せるために、「経済調整」が実施されているが、そこでは大幅な国家財政規模の縮小による基本建設投資額、国防費の削減、企業の整頓・軍用生産の民用生産への転用による国防工業企業の整頓が進んでおり、兵器、装備の近代化は早急には進まないであろう。¹⁸ (3)人民戦争戦力は多くの欠陥をもっているとはいえず、これまで最も有効な抑止力として機能してきたが、毛沢東批判にともない、毛沢東軍事思想ないし人民戦争論そのものに対して公然と批判が加えられており、またそれを支えている人民公社制度の解体によって、その有効性を失いつつある。²⁰

このように「中国式近代化の道」では今後の一定期間、中国の軍事力の信頼性が、低下してゆくことになるであろう。こうした条件の下で、国家安全保障を高めることが、従来以上に、かつ従来とは違った意味をもって、対外戦略に要請されているのである。それは具体的には、米、日、西、欧との「戦略的協調」関係を引続き堅持し、さらには中国の望む方向に発展させるとともに、ソ連との国家関係を正常化して、ソ連との間の緊張を緩和させることである。中国が対ソ関係正常化の条件として、ソ連に対し「安全への脅威を取り除く実際の措置をとる」ことを執拗に要求しているのには、十分の理由がある。ソ連の脅威の除去、すなわちソ連との間の一定の緊張の緩和こそ、現在の中国の対ソ政策のカナメである。

つぎに、「中国式近代化の道」が対外戦略に要請しているもう一つの主要な課題である先進諸国からの援助、協力への導入について、論じる。「経済調整」を機会に、中国は西側諸国からの経済、技術援助の導入を停止したが、今後導入しないというのではない。この任務についての現政権の方針は、「自力更生を堅持し、対外経済、技術

交流を拡大する⁽²¹⁾ ことである。この方針は、「四つの近代化」が中国経済の現実的条件を考慮しないで、やみくもに西側諸国から先進技術を導入しようとして失敗した経験に対する反省から生まれている。中共十二全大会の胡耀邦報告は、「わが国の状況に適した一部の先進技術、とくにわが国の企業の技術改造に役立つ先進技術を積極的に導入し、その消化と発展に努めて、わが国の生産建設事業の発展を促進しなければならない」とのべている。ここで注目される点は、先進技術の導入が現在ある設備の技術改造と結付けて論じられていることである。そしてこの脈絡で、「現在ある企業はほとんどが一九四〇年代、五〇年代に建設されたものであり、技術、設備は古く、現在の世界の先進的技術装備と比べるならば、技術水準、製品の性能、原材料の消耗などの面で、その格差は非常に大きい。新しく導入する技術装備をこれらの企業にとり入れて、現在の企業の技術改造を促進することができる⁽²²⁾」という主張が、「経済調整」の開始とともに出てきていることは、注目されなければならない。なぜならば「一九四〇年代、五〇年代の企業ほとんど」は、ソ連の全面的な援助、協力によって建設されたか、または改造されたからである。同じ時に一九五〇年代の経済建設を指導した一人である薄一波は、同年代におけるソ連の援助について、「中ソ対立」以来初めて肯定的に言及している。同じ問題は軍事領域についてもあてはまる⁽²⁴⁾。そしてソ連から供与された設備が老朽化し、また技術を消化してしまった現在、外国から新しい技術ないし新しい設備を導入しないかぎり、中国の近代化は足踏みするほかない。問題は、主としてソ連の援助、協力で建設された設備(軍事領域を含めて)の技術改造が、今後どのように進められるかである。これまでのように西側諸国への依存だけでなく、ソ連の援助、協力をうけいれることも考えられる。この選択はいうまでもなく中ソ関係の将来に影響する。

(4) 交渉の中断から再開へ

以上論じたような性格、目的をもって、中ソ外務次官級交渉が一九七九年九月二十七日から十月三十日まで行われ、その間に五回の予備会議と六回の本会議が開かれた。交渉はまとまらず、翌年北京で開かれることで、モスクワでの会議を終えた。交渉を両国の首都で交互に行うことで合意していたから、両国はこの交渉を決裂とはみていないことがわかる。ところが同年十二月二十九日突然生起したソ連軍のアフガン侵攻によって、交渉は中断してしまった。すなわち翌三十日中国政府は声明を発してこれを「覇権主義」のもう一つの現われと非難するとともに、反ソ覇権主義のプレス・キャンペーンを展開し、ついで一月二十日外交部報道局スポークスマンの新華社記者との談話という形で、交渉の中断を一方的に発表した。

こうしてソ連のアフガン侵攻で中ソ関係正常化交渉は中断してしましたが、中国側は交渉の全面的な中断を考え、ていたのではなかったようである。なぜならば、もし中国が交渉の全面的な中断を意図していたのであるならば、外交部報道局スポークスマンの新華社記者との談話というような低いレヴェルの、しかも間接的なやり方をとらず、もう少し高いレヴェルで、かつ直接的なやり方で、中断の意思を表明したであろう。またスポークスマンの談話は、ソ連軍のアフガン侵攻が「中ソ両国関係の正常化に新しい障碍を設けた」と非難したが、他方で「現在の状況の下では、中ソ交渉を進めるのは明らかに不適当である」とのべて、将来における交渉再開に対する中国側の期待を示唆していた。さらに中国は、ソ連軍のアフガン侵攻にもかかわらず、中ソ同盟条約を破棄しなかった。

おそらく中国とソ連は交渉の中断後も、関係改善のきっかけを求め、探りあっていたと思われる。問題はどのようにしてそのきっかけをつかむか、であった。そして米国の台湾への武器売却に関して米中間に摩擦が生まれた機

会をとらえて、中ソ関係の改善を呼びかけたのがタシケント提案である。それゆえ一九七九年春以来の中ソ交渉の過程を想起するならば、今回の中ソ交渉の再開はとくに驚くにはあたらないのである。

- (1) 『人民日報』一九七九年四月四日。
- (2) 右に同じ。
- (3) 右に同じ。
- (4) 『朝日新聞』昭和五十四年四月五日夕刊。
- (5) 同四月十九日。
- (6) 『新華社』一九七九年十月七日、『日刊中国通信』第三七二五号、同年十月十一日付。
- (7) このように論じたからといって、上述した対外戦略が計画通り進展したとのべるつもりはない。またこの対外戦略に関して党内で対立抗争があったし、現在も続いている。
- (8) 今年五月に開催予定の第六期全国人民代表大会第一回会議で、体系的に論じられることが期待される。
- (9) この点については、すでに蔣元椿「論蘇聯の東亞戦略」、『人民日報』一九八一年二月十三日で論じられていた。拙稿「鄧小平の『国防の近代化』計画」、『東亜』第一七九号(一九八二年五月)を参照されたい。
- (10) 『人民日報』一九八一年十二月二十八日。以下の記述については、小島朋之「『かなめ』不在の内政と外交」、『東亜』第一八九号(一九八三年三月)を参照。
- (11) 宦郷「堅持独立自主的对外政策」、『人民日報』一九八二年十月三十日。
- (12) 馬洪「實現四化与我国經濟結構的改革」、『經濟管理』一九七九年九月号。
- (13) 「鄧小平關於目前形勢和任務的報告」(香港第二十九号)一九八〇年三月)。「中国式近代化の道」が提示されて以後、『四つの近代化』という言葉は使われ方が少なくなっているばかりか、その内容がいちじるしく変質してしまっている。この点を含めて、『中国式近代化の道』については、拙稿「中国の『經濟調整』と『国防の近代化』」、『中国問題』第二号(一九八二年三月)を参照されたい。
- (14) 拙稿「中国の国際情勢、脅威認識と戦争論」、『外務省調査月報』第二十一卷第三号(一九八〇年三月)を参照。
- (15) 注(9)の拙稿。
- (16) 右に同じ。
- (17) この方針は、新国防部の張愛萍によって、すでに一九八〇年の第五期人民代表大会第三回會議で提示された。注(9)および拙稿「中国軍の兵員削減について」、『アジア・クォーターリー』第十四卷第四号(一九八三年二月)を参照。

(18) 注(18)および注(9)の拙稿。

(19) 注(9)の拙稿。

(20) 注(18)の拙稿。

(21) 中共十二全大会の胡耀邦報告。

(22) 評論員「充分發揮老基地的作用」『人民日報』一九七九年一月十九日。

(23) 薄一波「深切懷念敬愛的周恩來同志」『人民日報』一九七九年一月八日。

(24) この問題については注(9)で具体的に論じられている。

三 正常化は実現できるか——中国側の三条件の検討

すでに論じたように、タシケン卜提案に対する中国の公式回答である中共十二全大会の胡耀邦報告は、ソ連の対中国関係改善の提案に「留意」したが、他方「重要なことは言葉ではなく、行動である」とのべ、「もしもソ連当局がわが国の安全への脅威を取り除く実際の措置をとるなら、中ソ両国の関係は正常化に向かう可能性がある」とのべている。

では、ソ連の中国への脅威とは何か。「中ソ関係が今日のような局面に立ちいたったのは、ソ連が覇権主義の政策を実行したからである」、と胡耀邦報告は次の三点をあげる。(一)この二十年来、ソ連は中ソ国境と中蒙国境にずっと大軍を集結してきた。(二)ソ連はヴェトナムを支持してカンボジアを侵略、占領させ、インドシナと東南アジアで拡張を行わせ、中越国境でたえず挑発させてきた。(三)ソ連は中国の隣国であるアフガニスタンを武力で侵略した。これら三つの方面からの脅威がすべて取り除かれなければ、中国はソ連との国家関係を「正常化」しないのであろうか。鄧小平その他の指導者たちは、西側諸国の指導者との談話その他の形で、「一つか二つの行動をとればよい」と語っている。⁽¹⁾ 上述した三つの条件のうちで、いちばん論議の対象となる問題、あるいは解決しやすい問題は、

どれであろうか。

(1) ソ連のヴェトナム支援

中国政府が中ソ同盟条約の不延長を決定したのは一九七九年四月三日であるから、中国がヴェトナムを懲罰する戦争を起こした(二月十七日—三月十六日)後である。すなわち中国政府は中越戦争にもかかわらず、条約を廃棄することなく、条約の規定に従って解消することを合法的に決定し、かつ政府間の公式ルートを通して、この決定をソ連政府に伝えるとともに、中ソ同盟条約に代わる新しい国家関係をうちたてるために、兩國が交渉することを提案した。このことは、この時点で中国政府がソ連との国家関係の維持ばかりでなく、その改善、発展を望んでいたことを示している。それゆえソ連のヴェトナム支援は、中国の対ソ関係「正常化」を妨げる障碍の一つではあっても、決定的な障碍とはならないであろうことを示唆している。

(2) ソ連軍のアフガン侵攻

すでに論じたように、ソ連軍のアフガン侵攻で、一九七九年秋から始められていた中ソ交渉は中国政府によって中断されたが、他方で将来における交渉再開の余地を中国側は残していたようである。アフガンに対するソ連の行動を「覇権主義」と厳しく非難する一方で、中国がソ連との「緊張緩和」を望んでいたことは、ソ連のアフガン侵攻直後に『人民日報』に掲載された「世界制覇をねらうソ連の軍事戦略」という特約評論員論文からうかがわれる。⁽²⁾ この論文は、ヨーロッパとアジアで「軍事的手詰り」が成立していることを論じ、そのような状況の下では戦争は生起しにくくなっていること、生起しても局地的な限定戦争であろうことを示唆している。⁽³⁾ アジアにおける「軍

「事的手語り」がどのような要素によってなりたっているかについて、論文は正面からべていないが、「アジアにおけるソ連軍の戦争準備は、中国に照準をあわせているばかりでなく、米国と日本にも照準をあわせている側面がないとはいえない」と論じて、それがソ連と米国、日本、中国との間の軍事力バランスによるとみていることを示している。この文章を華国鋒政権時代の次の言葉と比べると、そこには微妙な差異があることに気がつく。

「ソ連社会帝国主義の行動はもちろんホコ先を米国に向け日本を脅かすものであるが、同時にまたわが国に対する侵略戦争をも着々と準備している」と。⁽⁴⁾ 特約評論員論文はさらに、「アジアにおけるソ連軍の兵力はヨーロッパのそれに比べると、人数・突撃能力の面でかなり落ちる。兵器・装備の更新もヨーロッパのそれよりおこなわれている」とのべて、ソ連の「覇権主義」的行動を攻撃してはいるものの、中国への攻撃をさし迫っているとはみていない。⁽⁵⁾

このように、アジアでは、一方ではソ連の軍事力、他方で米国、日本、中国の軍事力が対峙することによって、軍事的手語りがなりたっており、かつアジアにおけるソ連の軍事力も戦争態勢に入っていないから、ソ連は中国に侵攻する意図も能力ももっていない、と中国はみていることがわかる。これまでに論じた中国外交部報道局スポークスマン談話と特約評論員論文は、ソ連軍のアフガン侵攻にもかかわらず、中国政府がソ連との間の緊張緩和を望み、ソ連との交渉の継続を期待していたことを示唆していた。それゆえアフガン問題は、今後の中ソ交渉で重要な議題ではあっても、「正常化」を決定する最大の要素とはならないであろう。

(3) 中ソ・中蒙国境のソ連軍

残された問題は、中蒙国境を含めた中ソ国境地域のソ連軍の脅威である。中ソ国境地域のソ連軍の実態について、詳細はわからない。中国はソ連が中ソ国境に百万の兵力を展開していると機会あるたびに非難しているが、英国の

中ソ関係の展望 (平松)

第1表 アジアにおけるソ連軍の配備状況

年	師 団 総 数	戦車師団数	モンゴル駐屯師団数	
1964~1965	ソ連中央部 22			
1965~1966	極ソ連中央部 17			
	極ソ連中央東部 22			
1966~1967	極ソ連中央部 17			
	極ソ連中央東部 10			
1967~1968	ソ連南部 (ウラルとバイカル湖の間、以下同じ)	30		
	ソ連南部 (コーカサスとソ連領中央アジア、以下同じ)	15		
	極ソ連南部 (バイカル湖以東、以下同じ)	8		
1968~1969	ソ連南部 28			
	極ソ連南部東部 15			
1969~1970	ソ連南部東部 8			
	極ソ連南部東部 26			
1970~1971	ソ連南部東部境 21		2	
	中南部境 8			
1971~1972	中南部境 28			
	中南部境 (バイカル湖以東、以下同じ)	30	3	
1972~1973	中南部境 8			
	中南部境 33	10	2	
1973~1974	中南部境 8			
	中南部境 21			
1974~1975	中南部境 44		2	
	中南部境 5			
1975~1976	中南部境 23			
	中南部境 45	8	2	
1976~1977	中南部境 5			
	中南部境 23			
1977~1978	中南部境 45	8	2	
	中南部境 6			
1978~1979	中南部境 43	7	3	
	中南部境 6			
1979~1980	中南部境 24	3		
	中南部境 43	7	3	
1980~1981	中南部境 6			
	中南部境 24	1		
1981~1982	中南部境 44	6		
	中南部境 6			
1982~1983	中南部境 24	1		
	中南部境 46	6	3	
	中南部境 6			
	中南部境 24	1		
	中南部境 46	6	3	
	中南部境 6			
	中南部境 24	1		
	中南部境 47	6	4	

注1.) 戦車師団数は師団総数の中に含まれている。
 2.) モンゴル駐屯師団数は師団総数の中に含まれている。
 資料源：国際戦略研究所『ミリタリー・バランス』各年版。

第2表 中ソ国境ソ連軍配備状況(第1表)の内別け(1980-1983)

	1980~1981	1981~1982	1982~1983
中央アジア軍管区	7(1)	7(1)	7(1)
シベリア軍管区	5	5	5
ザバイカル軍管区	46(6)	46(6)	47(6)
極東軍管区	21(1)	21(1)	22(1)
モンゴル駐留軍	3(1)	3(1)	4(2)

注. カッコ内の数は戦車師団数
 資料源は第1表に同じ。

第3表 1970年以後の中ソ国境地帯における両国陸軍の配備状況

(師団数)

年 国	1970	1971	1972	1973	1974	1975
中 国	47	51	65	70	75	81
ソ 連	30	33	44	45	45	43

注 ソ連の師団は、火力、機動力等において中国の師団よりはるかに強力と見られている。

第4表 中ソ国境のソ連軍

	1977	1978	1979	1980	1981
中央アジア軍管区	8	8	8	8	8
シベリア軍管区	4	4	4	4	4
ザバイカル軍管区	43	43	44	46	51
極東軍管区	10	10	11	11	10
モンゴル駐留軍	18	18	18	20	24
	3	3	3	3	5

資料源：防衛庁『日本の防衛』各年版。

国際戦略問題研究所の『ミリタリー・バランス』の一九八二―八三年版によれば、モンゴルに駐留する四個師団を含めて、四十七個師団である(第一表)から、総兵力は百万に達しない。両者の間には大きな差があるが、いずれにしてもこの歴大なソ連軍が、たとえヨーロッパのソ連軍よりも二級であり、戦争態勢に入っていないとしても(既述)中国にとって最大の脅威であることはまぎれもない現実である。この現実、および先に論じた二つの条件、すなわちソ連のヴェトナム支援とソ連軍のアフガン侵攻に対する中国の態度を考慮するならば、今後中ソ両国の関係正常化交渉で最大の焦点となる問題は、モンゴルを含めた中ソ国境地帯における軍事力の引離しであろう。

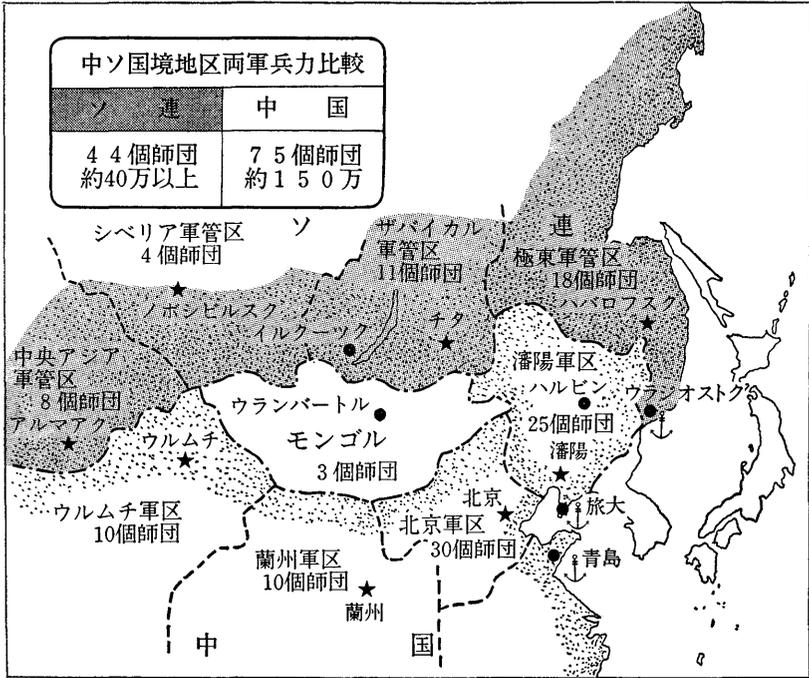
別掲の二枚の表は、『ミリタリー・バランス』の一九六三―六四年版から一九八二―八三年版までのなかから、中ソ国境地帯のソ連軍の師団数を表にしたものである。中ソ国境地帯についての概

念が一定でないから、一貫した論議ができない欠点があるが、いくつかの重要な問題がこの表から明らかになる。なおわが国の防衛白書の数字を参考のために第三表・第四表として付した。

第一に、中ソ国境地域におけるソ連軍の増強は、一九六〇年代中葉における中ソ対立の激化と一九六六年に始まる文化大革命が契機である。ついで一九六九年の両軍の衝突によって増強され、さらに一九七三年から七五年にかけて急激に増大するが、この時期に西側では“中ソ戦争”が論議された。それ以後ソ連軍の師団数は漸減するが、中国が中ソ同盟条約の不延長を決定し、関係正常化交渉を提案した一九七九年以降漸増している。そしてタシケント提案のあった一九八二年にさらに一個師団増えている。つぎに、中ソ国境での軍事衝突を契機に師団数の急激な増強がみられる一方、戦車師団数は漸減している。中国の条約不延長通告で一個師団増えたが、それ以後六個師団のままである。第三に、一九六九年からモンゴルにソ連軍が駐留するようになった。⁽⁶⁾しかもモンゴルのソ連軍はわずかではあるが増えており、毛沢東が死去した一九七六年に一個師団増、条約不延長が決定された一九七九年に師団総数は変らなかったが、戦車師団が一個師団配備され、さらにタシケント提案のあった一九八二年に一個戦車師団の増強があった。

以上のべたところから、本稿の主題との関連で、次のようなことが推察される。第一に、一九七九年におけるソ連軍増強の理由として、次の二点が考えられる。一つは条約の解消による不測の事態に備えることであり、いま一つは中国との正常化交渉に備えて、交渉力を高め、またおそらく最大の焦点となるであろう中ソ国境地域の兵力の引離しを考慮していたと考えられることである。第二に、モンゴルにおけるソ連軍の増強は、右にのべた脈絡のなかで意義づけられなければならない。すなわちソ連が中国に対して軍事的威圧をかけ、あるいは中ソ国境地域の軍事力を引離すとすれば、モンゴルのソ連軍がもっとも効果的である。

第1図 中ソ国境兵力配置図



注 ★軍管区(軍区) 司令部所在地
●主要都市

資料源：防衛庁『日本の防衛』昭和54年版, 51頁

国防という観点から国土の形態を論じるならば、円形であり、しかもそれがある程度の大きさをもっていることがのぞましい。さらに首都が円心に近ければ理想的である。モンゴルが中国の領土を形成していた時代の中国の国土の形態は、その点ではかなり望ましい形態に近かったといえる。しかしモンゴルの独立事実上のソ連の衛星国化によって、中国の国土はその北部で大きく食い込まれたばかりか、ソ連の影響力の下におかれることになった。さらに渤海湾が中国の東部で国土に食い込んでいるため、モンゴルと渤海湾を結ぶ距離は短く、この部分で中国の国土は大きくくびれてい

る。(第一図の「中ソ国境兵力配備図」を参照)。もしモンゴールのソ連軍とザバイカル軍管区のソ連軍が、モンゴルから内蒙古をへて勃海湾に臨む山海関に直撃するならば、短時日のうちに中国は二分され、東北地区は長城以南のいわゆる「関内」から切り離されるであろう。そればかりでなく、モンゴルからは北京を数日で攻略することが可能でもあれば、東北地区に侵攻することもできる。西に向かえば、蘭州周辺の軍事施設・軍事産業施設を破壊することもでき、また新疆に侵攻もできる。このように、その目的がどこにあれ、また現在その意図と能力をもっていかどうかという問題は別として、ソ連軍が中国に戦争を仕掛けるとすれば、とくに限定戦争を遂行するとすれば、モンゴールは最も重要な拠点として選ばれる地域である。これを中国側からみるならば、最大の脅威はモンゴールのソ連軍であり、モンゴールを経由してくるソ連軍である。一九八一年夏、約二十万人が参加し、二ヵ月近くにもわたって実施された「華北軍事演習」は、中国軍がモンゴルから侵攻してくるソ連軍を、内蒙古の張家口地区に堅固な防陣地を構築して破砕するという構想をいだいていることを示している。

このように論じてくるならば、中ソ国家関係正常化交渉の最大の焦点となってくる問題は、モンゴールをめぐるソ連の軍事力であろう。モンゴールにソ連軍がいつから駐留したかについては、不明である。第五期全国人民代表大会第一回会議(一九七八年二月)の華国鋒報告は、「モンゴル人民共和国と中ソ国境地帯から軍隊を撤退させ、一九六〇年代初期の状態に戻すべきである」とソ連に要求していることからみて、一九六〇年代に入ってからであることは確実である。ソ連軍のモンゴル駐留は、一九六六年のソ蒙友好相互援助条約に基いているという見方がある⁽⁹⁾。この条約にはソ連軍のモンゴル駐留に関する条項はないが、この条約が中ソ対立と文化大革命を背景に締結された経緯を考えれば、この見方には同意できるところがある。ソ連軍のモンゴル駐留に関しては、さらに注目される点がある。東欧諸国におけるソ連軍の駐留が、いずれも当該国とソ連との間の公式の駐留条約・協定に基いて

いるのにたいし、ソ連とモンゴルとの間にはそのような条約ないし協定は公表されていないこと、また駐留軍司令官の名前も公表されることがないこと、がそれである。このことは、ソ連軍のモンゴル駐留が駐留条約、協定に基くものではなく、ソ連領内のソ連軍、たとえばザバイカル軍管区の部隊が、同軍管区の司令官の指揮の下にモンゴルに駐留している可能性があることを示唆している。そのことは、ソ連軍のモンゴルからの撤退が簡単でないことを示す一方、それが形式的には「第三国に損失を与えない」(タシケント提案という点で、比較的実行しやすい)「実際の措置」ではないか、とも考えられる。

ここで断っておかなければならない点は、今後の中ソ交渉の過程で、ソ連のヴェトナム支援とソ連軍のアフガン侵攻が議題として取りあげられない、といっているのではないことである。中ソ双方は、自己の交渉力を高めるために、この二つの問題を含めて自己の立場を主張し、相手国を非難しあうであろう。現に、この二月二十四日中国は、三月一日からモスクワで開かれる第二回外務次官級協議を前にして、昨年十月の第一回協議で提出したカンボジア問題解決のための五項目提案を公表している。⁽¹⁰⁾しかしながら双方が国家関係の正常化を真実望んでいるのであるならば、二つの条件は棚上げされ、モンゴルのソ連軍をめぐる問題で妥協がなりたつかもしれない。

- (1) たとえば呉学謙の外相就任後最初の外国人記者との会見での発言、『人民日報』一九八三年二月十一日。
- (2) 特約評論員「蘇聯争覇世界的軍事戦略」、『人民日報』一九八〇年一月十一日。
- (3) 前掲「鄧小平の『国防の近代化』計画」を参照されたい。
- (4) 徐向前「提高警惕、準備打仗」、『红旗』一九七八年第八期二六頁。
- (5) 西側世界ではごく一般的なこうした論議が、中国ではこれまでタブーであった。そのタブーを破った文献として、この論文は注目に値する。
- (6) モンゴルにソ連軍が駐留するようになったのは、一九六〇年代に入ってからである。これについては後述される。
- (7) この軍事演習については、筆者は近く論考を発表する予定である。

(8) 第五期全国人民代表大会第一回会議(一九七八年三月)の華國鋒報告。

(9) ソ連軍のモンゴル駐留に関する論議については、筆者の同僚でソ連軍事戦略研究者宮内邦子氏の教示によるところが多い。

(10) 『朝日新聞』昭和五十八年二月二十四日。

四 中ソ関係の展望と朝鮮半島

現在進行している中ソ関係の改善は、国家関係の正常化であり、具体的には一九五〇年に締結された中ソ同盟条約に基づく国家関係を清算し、それに代わる新しい国家関係をつくることを目的としている。そして中国自身“独立・自主”の対外政策を標榜しているところから判断しても、かつてのような同盟関係ができあがることはない。

正常化交渉における双方の立場ないし条件は大きく食い違っており、また少くとも中国側は交渉が長期にわたることを当初から予想しているから、正常化が短期間に実現することはないであろうし、かりに短期間で実現することがあるとすれば、おそらく実質的にあまり内容のない、簡単な共同宣言ないし共同声明の類の政治文書に調印することになるであろう。その内容はたとえば次のようなものであろう。(1)中国側は平和五原則、ソ連側は平和共存の原則に基いて、両国の関係を正常化する。(2)経済・技術・文化交流を促進する。(3)両国の間に存在する国境問題を含む未解決の懸案事項を解決するために、両国は引続き努力する。

この程度の政治文書に調印することも簡単ではないと想像されるが、しかし中ソ間の経済・文化交流はすでに進展し始めているし、今後しだいに拡大されてゆくであろう。そしてそうした交流の拡大は、正常化実現に不可欠な“緊張緩和”の状態を除々につくりあげてゆくことになるかもしれない。そうした状態が進展する過程のなかで、中ソ双方の間では中国側の三条件に関して論議が続くが、モンゴルをめぐるソ連軍の問題がカギとなってゆくで

あろう。

以上のべた“中ソ関係の展望”は、朝鮮半島をとりまく国際環境にどのような影響を与えるであろうか。

朝鮮戦争を例にとるまでもなく、朝鮮問題で中ソ両国が歩調をそろえて行動することは、同盟条約の時代にもなかった。したがって、現在進行している国家関係の正常化が実現して、新しい国家関係ができたとしても、中国とソ連が朝鮮半島で共同行動をとることは、ほとんどないであろう。むしろ両国は、国家関係の正常化に成功した場合には、それを背景に、それぞれ自国の政策を朝鮮半島において進めてゆくことになるであろう。

中国の朝鮮半島に対する政策については、別に報告がなされることになっているから、その概略だけを次にまとめておこう。中国は、朝鮮半島にソ連の影響力が透過するのを阻止しつつ、北朝鮮の平和統一政策を支持して、その南進を思いとどまらせ、南北間の緊張緩和および中国と韓国、米国・日本と北朝鮮のそれぞれの関係の発展にもなって米軍を南朝鮮から撤退させ、また米国と日本の韓国への軍事的経済的テコ入れをおしとどめ、自己の影響力を朝鮮半島に浸透させることに、今後息の長い努力を重ねることであろう。

この政策はすでに実施されているし、今後も進められるであろうが、“中ソ関係の展望”とはあまり関わりなく進展すると思われる。